

トランプ 2.0 による通商拡大法第 232 条調査が日本企業に与える影響

タイシュウ・ピット、ローヤ・モタゼディ、ダニエル・ポーター、ナンシー・A・フィッシャー、サハル・J・ハフィーズ

- トランプ政権は、裁量権の広範な 1962 年通商拡大法 232 条に基づく調査を次々に発表し、調査結果に基づく通商政策の実施は、日本企業にも大きな影響が及ぶ可能性があります。
- 232 条調査の対象となっている品目の多くは、当面の相互関税から除外されているものが多いですが、調査結果で安全保障リスクがあるとされた場合には追加関税等のリスクがあります。
- 商務省によるこれらの調査は短期間に行われる見込みで、自社の対米輸出品が調査の対象品目に含まれている場合には、迅速な対応が必要となります。

概要

トランプ政権は最近、1962 年通商拡大法第 232 条(Trade Expansion Act of 1962)に基づく一連の調査(以下、232 条調査)を通じて、通商政策を強化しています。これらの調査は、重要鉱物、医薬品、半導体、トラックなどの戦略的産業セクターを対象としており、国家安全保障上の懸念がその根拠とされています。これらの調査の結果によっては追加関税、輸入数量制限等に至る可能性があります。

広く報道されているとおり、2025 年 4 月 5 日より、米国は大部分の輸入品に対して 10%のベースライン関税を課す措置を導入しました。ただし、大統領令第 14257 号の付属書 2(Annex II)に記載された品目など、現在進行中の、または今後の 232 条調査の対象となる可能性がある特定製品およびすでに 232 条関税の対象となっている鉄鋼や自動車商品は、これらの相互関税対象から除外されています。

短期間でかつ広範な調査範囲は、重要産業における外国依存の軽減とグローバルなサプライチェーンの再構築を目的として、トランプ政権のより裁量的な通商権限を活用する意図を反映しています。日本企業においては、リスク軽減のため、戦略的な関与、コンプライアンス対応の計画、サプライチェーンの見直しを早急に進める必要があります。

最近発表された主な 232 条調査

現在始まっている 232 条調査の概要は以下のとおりです。各調査には個別のタイムラインが設定されている点にご留意ください。特に、ハワード・ラトニック米商務長官は、今回の調査を迅速に実施し、最終報告は 232 条の商務省の調査期間である通常の 270 日間を大幅に下回る時期に提出される予定である旨を明言しています。その他の進行中の調査については、下記の表をご参照ください。

- **半導体**

- 2025 年 4 月 1 日、半導体製造装置 (SME) を対象とした 232 条調査が開始されました。
- 外国からの調達、供給の過度な集中、および米国内の限られた生産能力が主要な焦点とされています。調査対象には、レガシー半導体と先端半導体の双方が含まれます。
- パブリックコメント提出期限: 2025 年 5 月 7 日 (期限の延長申請あり)

- **医薬品**

- 本調査では、輸入医薬品およびその成分に対する米国の依存状況が評価されます。
- 外国の輸出企業のみならず、米国に拠点を置く医薬品有効成分 (active pharmaceutical ingredients、API) の加工業者の双方に影響を及ぼす可能性があります。
- パブリックコメント提出期限: 2025 年 5 月 7 日

- **重要鉱物**

- 調査対象にはレアアース、ウラン、並びに半導体、電気自動車 (EV) 用バッテリー、スマートフォンなど下流製品が含まれます。
- 調査の目的は、強靱な米国内供給および製造基盤の構築にあります。
- 中間報告書提出期限: 2025 年 7 月 14 日
- 最終報告書提出期限: 2025 年 10 月
- パブリックコメント提出期限: 2025 年 5 月 16 日

- **トラック (4 月 22 日発表)**

- 調査対象範囲は中型・大型トラック、その部品および派生製品の輸入となります。
- パブリックコメント提出期限: 2025 年 5 月 16 日

日本企業が考慮すべき戦略的視点

- **関税リスク**

半導体、医薬品、鉱物の輸出は、高関税の対象となる可能性があります。

- **サプライチェーンの再編圧力**

米国または第三国への事業移転を促す圧力が強まる可能性があります。

- **パブリックコメントの活用機会**

企業は、今後予定されているパブリックコメントの募集期間を活用して、自社の立場を政策に反映させるように主張し、政策の明確化を求めるべきです。

- **限定的な適用除外措置**

現政権では、国家単位または製品単位での適用除外措置にほとんど関心を示しておらず、第 1 次トランプ政権時との方針転換がみられます。

- **想定されるリスク軽減策**

232 条調査の結果、対米輸出品に追加関税が課せらるリスクのある企業は、経済的インパクトを遅らせたり、負担の分配を検討することによって、リスクを軽減する対策を講じることが検討されるべきでしょう。

- 特に、カナダおよびメキシコ向けの申告価格 (declared valuation) と関税分類 (HTS) の再確認
- 外国貿易地域 (Foreign Trade Zones: FTZ)
最近の関税措置に関する発表では、特惠外国ステータス (privileged foreign status) の利用が制限されています。
- 保税倉庫 (Customs Bonded Warehouse) の活用
- 関税払い戻し (Duty Drawback)
最近の関税措置では明示的に対象外とされるケースもあり、相互関税に限定して活用可能)
- 米国製品または米国由来の部品の再輸入
米国関税分類番号 (HTS コード) 9801 および 9802 の適用

新たな通商拡張法第 232 条調査

対象品目	公表日	対象範囲	パブリックコメント募集状況
銅	2025 年 2 月 25 日	採掘された未加工銅、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップおよびそれらの派生製品	終了 (2025 年 4 月 1 日)
木材および製材木材	2025 年 3 月 1 日	木材および製材木材とその派生製品(紙製品、家具、収納一式等を含む)	終了 (2025 年 4 月 1 日)
半導体および半導体製造装置(SME)	2025 年 4 月 14 日	半導体基板およびウェーハ、レガシーチップ、最先端チップ、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部品。派生製品には、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体等の下流製品が含まれる。	受付中 (2025 年 5 月 7 日まで)
医薬品および医薬品成分	2025 年 4 月 14 日	ジェネリックおよび非ジェネリック医薬品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物およびそれらの派生製品	受付中 (2025 年 5 月 7 日まで)
重要鉱物	2025 年 4 月 15 日	米国地質調査所(USGS)により定義された「重要鉱物」、エネルギー省のリストに記載された「レアアース」、および幅広い派生製品	受付中 (2025 年 5 月 16 日まで)
トラック	2025 年 4 月 22 日	中型トラック、大型トラック、中型および大型トラックの部品およびそれらの派生製品	受付中 (2025 年 5 月 16 日まで)

通商拡大法 232 条調査について、より詳細な解説については、[President Trump Initiates Section 232 Investigations into Pharmaceuticals, Semiconductors, Critical Minerals and Trucks](#) をご覧ください。

本稿の内容に関する連絡先

Taishu Pitt（日本語対応可）

taishu.pitt@pillsburylaw.com

Roya Motazedi

roya.motazed@pillsburylaw.com

Daniel Porter

daniel.porter@pillsburylaw.com

Nancy A. Fischer

nancy.fischer@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.